

行政委員会事務局

監	査		73		
選	挙		76		
任	用	調	査		81

監 査

1 監査委員による監査

(1) 監査委員

監査委員は、市の財務に関する事務の執行等について監査を行う執行機関で、委員数は4人である。

(2) 監査の種類と令和5年度の実施状況

ア 財務監査・行政監査(併用)

財務監査は市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、行政監査は市の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。なお、行政監査(併用)は、重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、財務監査と併せて実施している。

監査実施日	監査対象機関	監査対象事務	監査の結果
R5. 10. 3	危機管理局、会計課 農業委員会事務局	令和4年度執行の委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	注意事項1件 意見1件
R6. 1. 10	教育局	令和4年度執行の収納及び現金の管理状況、需用費(物品修繕料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	注意事項2件
R6. 3. 6	消防局	令和4年度及び5年度執行の消防手数料の徴収、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	指摘事項3件 意見1件
	行政委員会事務局(任用調査課)	令和4年度及び5年度執行の委託料、使用料及び賃借料	おおむね良好

イ 工事監査

土木工事、建築工事等の計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性を観点として実施する。

監査実施日	監査対象機関	監査対象事務(令和4年度を対象)	監査の結果
R5. 10. 3	危機管理局	工事請負費の維持補修工事費に係る工事2件、需用費の施設修繕料に係る修繕8件	おおむね良好
R6. 1. 10	教育局、財政局(契約課・公共建築課)、都市建設局(技術監理課)	工事請負費の建設工事費に係る工事6件	注意事項1件
R6. 3. 6	消防局、財政局(契約課・公共建築課)、都市建設局(技術監理課)	工事請負費の建設工事費に係る工事3件、需用費の施設修繕料に係る修繕3件、委託料の建設事業委託料に係る設計業務1件	おおむね良好

ウ 小・中学校等監査

主に学校における児童及び生徒の安全が確保されているか、現金の保管及び出納が適正に行われているか等について、正確性、合規性の観点を中心として、財務監査及び行政監査を実施する。

監査実施日	監査対象校等	監査対象事務	監査の結果
R6. 1. 10	一次調査：全105校 二次調査：小学校14校、中学校6校、教育委員会事務局(学務課)	児童・生徒の安全確保 現金等の管理 再配当予算の執行	指摘事項1件 検討すべき事項1件

エ 随時監査

(ア) 行政監査(単独実施)

事務の執行について、経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性の観点から監査する。

監査実施日	監査対象事務	対象年度	監査の結果
R6. 2. 15	ソーシャルメディアを活用した情報発信について	令和4年度及び5年度	検討すべき事項1件、意見4件

(イ) 財政援助団体等監査

監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があったときに、補助金交付先等の財政的援助団体、市が4分の1以上出資している団体又は公の施設の指定管理者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務について監査する。併せて市の所管課に対して、当該財政援助等に係る財務事務について監査する。

監査実施日	監査対象団体等	監査対象事務	監査の結果
R6. 1. 30	株式会社 さがみはら産業創造センター	令和4年度及び5年度の出資に係る団体の出納その他の事務並びに市の出資に係る指導及び財務に関する事務	注意事項2件 (団体1件、所管課1件) 意見1件
	環境経済局創業支援・企業誘致推進課 及び産業支援課		

オ 例月現金出納検査

会計管理者及び企業出納員の現金の出納事務が正確に行われているかについて検査する。

検査日	R5 4. 26	5. 31	7. 4	8. 2	8. 29	10. 3	10. 26	11. 27	R6 1. 10	1. 30	3. 6	3. 26
検査対象月	R5 3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	R6 1月分	2月分

カ 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査する。

- ・ 審査の実施期間：令和5年5月31日から同年8月2日まで
- ・ 審査意見書提出：令和5年8月10日に監査委員が審査意見書を市長に提出した。

キ 決算審査及び基金運用状況審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて及び基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査する。

(ア) 審査の種類及び対象

- 一般会計及び特別会計(公営企業会計を除く)歳入歳出決算審査
 - ・ 令和4年度相模原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算書
 - ・ 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証書類
- 基金運用状況審査
 - ・ 令和4年度相模原市用品調達基金、同土地取得基金、同美術品等収集基金、同緑地保全基金、同公共料金支払基金及び同収入印紙購入基金運用状況書
- 公営企業会計決算審査
 - ・ 令和4年度相模原市簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算
 - ・ 事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書及び証書類

(イ) 審査の期間

令和5年7月3日から同年8月2日まで

(ウ) 審査意見書提出

内部統制評価報告書審査と同様である。

ク 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて審査する。

(ア) 審査の種類及び対象

a 健全化判断比率審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

b 資金不足比率審査

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(イ) 審査の期間及び審査意見書提出

決算審査及び基金運用状況審査と同様である。

ケ 住民監査請求監査

住民から監査の請求があったときに実施する。

案件	請求日	公表・ 通知日	監査の結果
生活保護費の支出について	R5. 4. 27	R5. 6. 23	棄却
新型コロナウイルスワクチン接種に関する費用について	R5. 6. 21	R5. 8. 17	棄却
橋本駅南口地区における土地区画整理事業の施行に関する基本協定の締結について	R5. 8. 10	R5. 10. 4	棄却

2 外部監査契約に基づく監査

(1) 概要

外部監査契約に基づく監査は、監査委員による監査を補完し、監査機能の一層の充実を図るため、市と外部監査契約を締結した公認会計士等の外部監査人が監査を実施する制度である。

(2) 外部監査契約に基づく監査の種類

ア 包括外部監査契約に基づく監査

市長が、毎会計年度、包括外部監査人と契約を締結し、包括外部監査人が、必要と認める特定の事件(監査テーマ)について、1回以上の監査を実施し、監査の結果に関する報告を議会、市長及び監査委員並びに関係のある委員会又は委員に提出し、監査委員が公表する。

- ・ 包括外部監査人：公認会計士 守泉 誠
- ・ テーマ：DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について
- ・ 契約年月日：令和5年4月1日
- ・ 監査の実施期間：令和5年6月1日から令和6年1月31日まで(対象年度：令和4年度)
- ・ 公表日：令和6年2月5日

イ 個別外部監査契約に基づく監査

市民、市長、議会から監査の請求又は要求に併せて外部監査人による監査を求めることができる制度で、議会の議決などの条件により、その都度、契約を締結し、外部監査人が監査委員に代わって監査を行う。令和5年度は実施なし。

選 挙

1 選挙管理委員会

市区それぞれ4人の選挙管理委員をもって組織する。

選挙事務の管理、執行及び選挙人名簿並びに在外選挙人名簿の調製・保管等を行う。

選挙管理委員会の開催状況（令和5年度、単位：回）

市	緑 区	中央区	南 区
17	15	14	15

2 常時啓発事業

（1）明るい選挙啓発ポスターコンクール

明るい選挙の推進を目的に、市内の小・中・高校生を対象に選挙啓発ポスター作品を募集し、入選作品は広く選挙啓発に活用する。

令和5年度応募実績

	応 募 総 数		入 選 作 品			
			最優秀賞	優 秀 賞	佳 作	計
小学校の部	11校	33点	1点	2点	4点	7点
中学校の部	7校	139点	1点	4点	7点	12点
高 校 の 部	4校	13点	1点	2点	4点	7点
計	22校	185点	3点	8点	15点	26点

（2）啓発物品の配布

ウェットティッシュ、ボールペン等の啓発物品を購入し、明るい選挙推進協議会の協力を得て、地区のふるさとまつり等で配布し、明るい選挙の啓発を図る。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
街頭啓発件数	2件	2件	3件
啓発物品配布数	28,500個	6,100個	1,200個

（3）新有権者への啓発

選挙への関心を高めることを目的に、毎月新たに有権者となったことを呼びかけるバースデーカードを送付する。

また、バースデーカードとあわせて、選挙事務従事者募集の案内を送付し、選挙時における事務従事者としての登録を呼びかける啓発も行った。

バースデーカード発送件数及び選挙事務非常勤職員登録者数実績

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
発送件数	6,018件	6,023件	6,186件
登録者数	85人	122人	150人

（4）出前講座の実施

選挙管理委員会事務局職員を派遣して、選挙の意義や選挙制度、投票方法や開票に関すること等を説明し、より一層政治や選挙を身近に感じてもらう機会を提供する。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実施件数	1件	1件	0件

(5) 選挙物品貸出し（生徒会本部役員選挙等）

若者向けの啓発として、市内小・中学校、高校の生徒会役員選挙などを対象に、投票箱や投票用記載台の貸出しを行い、本来の選挙に近い形で生徒会選挙の体験を促す。

令和5年度貸出実績

貸出件数	投票箱	投票用記載台	候補者用たすき
26件	216箱	118台	10本

3 川尻財産区・中沢財産区議会議員選挙

各財産区議会の議員の定数は、川尻財産区議会が8人、中沢財産区議会が7人で、公職選挙法の町村議会の議員の選挙に関する規定が適用される。

議員の任期は4年間で、令和5年7月2日に任期満了に伴う選挙が執行されたが、無投票であった。

選挙権及び被選挙権

その財産区の区域内に住所を有する者で、市議会議員の被選挙権を有するものであること。

4 裁判員候補者予定者選定

裁判員制度とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官により、被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑について決定する。

(1) 裁判員候補者予定者の選定

令和6年相模原市の候補者予定者割り当て数837人

(2) 裁判員の選定

地方裁判所は、各市町村の選挙管理委員会にくじにより選定し送付された候補者予定者の中から、事件ごとに裁判員及び補充裁判員を、面接を行った後、くじで選定する。

5 検察審査員候補者予定者選定

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかった（不起訴処分）のよしあしを審査し、また、検察事務の改善について建議・勧告することを主な仕事としている。

(1) 検察審査員候補者予定者の選定

令和6年相模原市の候補者予定者割り当て数（人）

	第1群	第2群	第3群	第4群	合 計
緑 区	6（2、2、2）	9（3、3、3）	6（2、2、2）	6（2、2、2）	27（9、9、9）
中央区	9（3、3、3）	9（3、3、3）	12（4、4、4）	12（4、4、4）	42（14、14、14）
南 区	12（4、4、4）	12（4、4、4）	12（4、4、4）	9（3、3、3）	45（15、15、15）
計	27（9、9、9）	30（10、10、10）	30（10、10、10）	27（9、9、9）	114（38、38、38）

※（ ）内は横浜第1～第3検察審査会の内訳数

(2) 検察審査員の選定

検察審査会は、各市町村の選挙管理委員会にくじにより選定し送付された各群の候補者予定者の中から、検察審査員及び補充員をくじで選定する。検察審査員及び補充員の任期は6か月。

6 相模原市明るい選挙推進協議会

(1) 目的

この会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるよう適切な方策を協議し、広く市民の間に明るい選挙意識を醸成して、自主的にこの運動を推進することを目的とする。

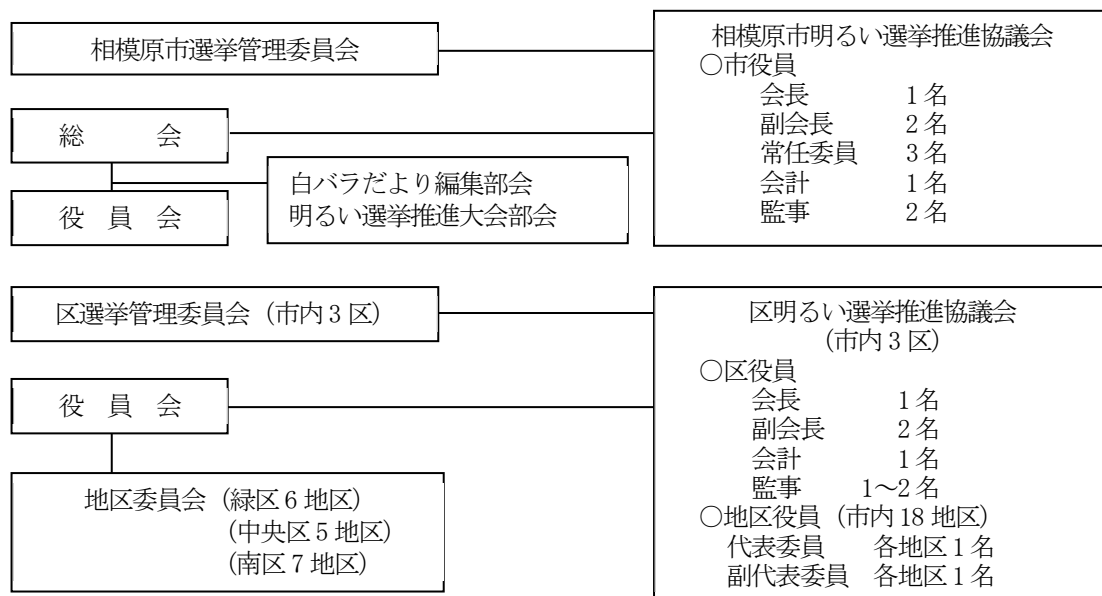
(2) 組織

- ・ 市内18地区（緑区 6地区、中央区 5地区、南区 7地区）
- ・ 地区には、明るい選挙の啓発活動を行う者として、会長が委嘱した「明るい選挙推進協議会委員」を置く。

(3) 実施事業（令和5年度実績）

財 源	委託金	1,075千円	・ 明るい選挙推進大会の開催 ・ 白バラだよりの発行 ・ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施 ・ 白バラ講座の開催 ・ 街頭啓発 ・ 研修会 ・ その他
	補助金	400千円	
	合 計	1,475千円	

(4) 明るい選挙推進体系



7 主要選挙の執行状況

選挙種別	任期	執行年月日		当日有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	定数 (人)	立候補者数
衆議院議員 (小選挙区)	4年	令和3.10.31	緑区	142,190	80,596	56.68	(第14区)1 (第16区)1	2 2
			中央区	226,627	122,509	54.06		
			南区	233,990	134,886	57.65		
			計	602,807	337,991	56.07		
参議院議員 (選挙区)	6年 (3年ごと 半数改選)	令和4.7.10	緑区	142,112	76,289	53.68	5 ※	22
			中央区	227,123	117,495	51.73		
			南区	234,731	130,355	55.53		
			計	603,966	324,139	53.67		
県知事	4年	令和5.4.9	緑区	141,013	65,183	46.22	1	4
			中央区	226,044	100,609	44.51		
			南区	232,983	107,244	46.03		
			計	600,040	273,036	45.50		
県議会議員	4年	令和5.4.9	緑区	—	—	—	2	2
			中央区	226,044	100,483	44.45	3	4
			南区	232,983	107,166	46.00	3	4
			計	459,027	207,649	45.24	8	10
市長	4年	令和5.4.9	緑区	140,871	65,164	46.26	1	5
			中央区	225,786	100,588	44.55		
			南区	232,637	107,199	46.08		
			計	599,294	272,951	45.55		
市議会議員	4年	令和5.4.9	緑区	140,871	65,095	46.21	11	15
			中央区	225,786	100,457	44.49	17	23
			南区	232,637	107,136	46.05	18	28
			計	599,294	272,688	45.50	46	66

※ 改選定数4人に加え、任期を異にする議員の補欠選挙（欠員数1人）を合併して執行。

8 投票区別選挙人名簿登録者数

令和6年6月3日(定時登録)

行政区	投票区	投票所	登録者数	行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	1	市立宮上児童館	8,016	緑区	20	中沢自治会館	722
	2	市立宮上小学校屋内運動場	4,286		21	小倉自治会館	449
	3	市立旭小学校屋内運動場	10,060		22	葉山島センター	262
	4	緑区合同庁舎4階集団指導室	6,236		23	若葉台自治会館	1,929
	5	市立橋本小学校屋内運動場	9,576		24	市立三井地域センター閲覧室	686
	6	市立当麻田小学校屋内運動場	5,146		25	名手自治会館	123
	7	市立相原公民館大会議室	5,646		26	市立小網地域センター集会室	2,627
	8	二本松集会所	4,296		27	津久井保健センター2階集団指導室	3,833
	9	市立二本松こどもセンター	7,035		28	市立尾崎罌堂記念館多目的室	1,659
	10	上九沢集会所	5,087		29	市立津久井中央地域センター会議室	2,245
	11	市立大沢公民館大会議室	8,512		30	津久井クリーンセンター管理棟1階会議室	330
	12	常盤自治会館	5,147		31	市立串川地域センター多目的ホール	1,788
	13	市立作の口小学校屋内運動場	2,615		32	市立串川中学校屋内運動場	1,926
	14	市立九沢小学校屋内運動場	5,461		33	市立串川ひがし地域センター集会室	2,650
	15	城山自治会館	1,823		34	市立鳥屋地域センター講堂	1,396
	16	城山総合事務所第1別館2階B会議室	4,230		35	青野原自治会館	708
	17	原宿自治会館	5,221		36	長野会館	534
	18	町屋自治会館	4,359		37	荒丸会館	65
	19	城北センター	759		38	旧青根中学校屋内運動場	368

行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	39	音久和自治会館	33
	40	市立相模湖公民館コミュニティホール	1,709
	41	小原集会所	315
	42	市立千木良小学校屋内運動場	1,398
	43	市立内郷小学校屋内運動場	3,069
	44	シュタイナー学園吉野校舎屋内運動場	897
	45	市立藤野中央公民館交流スペース	1,477
	46	市立沢井公民館	417
	47	篠原の里センター保育室	140
	48	市立藤野農村環境改善センター和室会議室	572
	49	市立牧郷体育館	397
	50	旧菅井小学校多目的室	141
	51	市立藤野小学校屋内運動場	1,349
	52	シュタイナー学園名倉校舎屋内運動場	880
	53	上河原集会所	200
	54	市立佐野川公民館2階会議室2	411
中央区	1	市立横山公民館大会議室	6,357
	2	横山あじさい・ハイツ集会所	4,630
	3	市立星が丘公民館大会議室	7,379
	4	千代田保育園	4,998
	5	市立並木小学校屋内運動場	3,619
	6	市立陽光台保育園ホール	7,519
	7	県営上溝団地集会室	2,875
	8	市立緑が丘中学校屋内運動場	4,616
	9	市立青葉児童館	4,322
	10	市立弥栄小学校屋内運動場	5,663
	11	市立中央公民館大会議室	8,263
	12	相模原市役所本庁舎本館1階ロビー	10,471
	13	相模保育園つき、いるか組保育室	5,840
	14	相模栄光幼稚園ホール	3,912
	15	市立清新公民館大会議室	6,891
	16	南橋本自治会館	5,417
	17	市立相模原保育園しろ、みどり組保育室	9,883
	18	市立小山中学校武道場	3,905
	19	市立小山公民館大会議室	5,018
	20	市立こばと児童館	8,841
	21	市立下九沢児童館	3,061
	22	市立青少年学習センターホール	3,445
	23	上矢部こども会館	5,176
	24	市立淵野辺小学校図工室	8,643
	25	市立大野北小学校屋内運動場	8,571
	26	市立淵野辺東小学校屋内運動場	7,922

行政区	投票区	投票所	登録者数
中央区	27	市立嶽之内児童館	4,937
	28	市立大野北公民館大会議室	6,778
	29	市立共和小学校屋内運動場	5,759
	30	市立田名北小学校屋内運動場	9,943
	31	市立田名公民館大会議室	6,263
	32	塩田自治会館	6,177
	33	市立相模川ふれあい科学館多目的室2	2,762
	34	市立上溝公民館大会議室	7,832
	35	市立上溝南小学校屋内運動場	9,271
	36	県立上溝高等学校武道場	5,748
	37	市立四ツ谷児童館	5,142
南区	1	市立大野台公民館大会議室	8,672
	2	市立大野台小学校屋内運動場	6,792
	3	古淵保育園ホール	7,834
	4	市立大野中公民館大会議室	5,056
	5	グリーンハイツ集会所	3,797
	6	鶴野森自治会館	3,858
	7	相模ひまわり幼稚園ホール	5,884
	8	市立大沼公民館大会議室	7,127
	9	市立若松小学校屋内運動場	3,824
	10	ロビーンティ相模大野五番街集会所	6,422
	11	市立谷口台小学校屋内運動場	6,753
	12	欠番(13投票区と統合)	0
	13	市立大野南公民館大会議室1	8,409
	14	南保健福祉センター健康増進室	5,204
	15	市立鹿島台小学校屋内運動場	8,254
	16	市立谷口児童館	8,907
	17	市立南新町児童館	9,207
	18	若葉、きずき自治会館	4,893
	19	市立鶴園小学校屋内運動場	7,768
	20	市立上鶴間小学校屋内運動場	5,230
	21	市立くぬぎ台小学校屋内運動場	3,874
	22	東林ふれあいセンターふれあい交流室1・2	7,101
	23	市立東林公民館ホール	5,315
	24	市立東林小学校図工室	3,575
	25	市立東林保育園プレイルーム	4,501
	26	コンフォールさがみ南集会所	6,195
	27	市立麻溝公民館大会議室	6,748
	28	市立麻溝小学校屋内運動場	7,707
	29	市立新磯公民館大会議室	3,665
	30	市立新磯小学校屋内運動場	7,400
	31	県立麻溝台高等学校被服室	1,485

行政区	投票区	投票所	登録者数
南区	32	市立麻溝台保育園しろ組保育室	5,506
	33	市立桜台小学校屋内運動場	4,711
	34	相模台団地集会所	5,003
	35	みよし自治会館	3,737
	36	市立相模台小学校屋内運動場	3,319
	37	市立相模台公民館大会議室	5,044

行政区	投票区	投票所	登録者数
南区	38	鶴ヶ丘団地集会所	9,717
	39	市立相武台保育園しろ、みどり組保育室	3,289
	40	市立相武台小学校屋内運動場	3,402
	41	相武台まちづくりセンターまちづくり会議室	3,466
	42	市立緑台小学校屋内運動場	6,477

	緑 区	中央区	南 区	合 計
選挙人名簿登録者数	141, 216	227, 849	235, 128	604, 193
在外選挙人名簿登録者数	133	157	366	656

任 用 調 査

1 人事委員会の構成、会議の開催状況等

人事委員会は、市長等の任命権者から独立した中立的、かつ、専門的な立場で、職員に関する人事行政を適正に行うことを目的として設置している行政機関であり、3人の委員(非常勤特別職)を構成員としている。

人事委員会の会議は、「定例会」及び「臨時会」に区分し、定例会は、毎月2回開催することを例としている。

また、議事事項は、「議案」及び「報告」に区分している。

(1) 人事委員会の開催状況 (令和5年度、単位：回)

定例会	臨時会	計
21	2	23

(2) 人事委員会の議事の内訳 (令和5年度、単位：件)

議案						報告
規則改正等	任用	給与	公平審査	その他	計	
13	45	2	2 (2)	2	64 (2)	81

※ 公平審査の()は、継続案件数(内数)

2 任用関係業務

職員の採用、昇任等について、競争試験又は選考並びにこれらに関する事務を人事委員会が行う。

(1) 採用試験 (令和5年度、単位：人)

試験区分	実施時期	申込者数	1次試験 受験者数	最終 合格者数
行政(就職氷河期世代)(大学卒業程度)	6月	230	178	5
行政(大学卒業程度)	6月	568	445	71(13)
社会福祉(大学卒業程度)	6月	35	29	14(1)
心理(大学卒業程度)	6月	14	13	5
	10月	19	19	6
土木(大学卒業程度)	6月	24	14	5
	10月	8	4	1

建築(大学卒業程度)	6月	11	8	2
	10月	3	3	1
電気(大学卒業程度)	6月	6	5	1
化学(大学卒業程度)	6月	8	6	2
消防(大学卒業程度)	6月	160	114	26
学校事務(大学卒業程度)	6月	53	43	5(1)
理学療法士	6月	2	2	0
	10月	2	2	1
薬剤師	6月	11	10	3(1)
保育士	9月	81	59	17
司書	9月	62	45	3(1)
学芸員(動物)	9月	25	22	2(1)
行政(高校卒業程度)	9月	45	38	5
土木(高校卒業程度)	9月	1	1	1
消防(高校卒業程度)	9月	93	74	32

(2) 採用選考

(令和5年度、単位：人)

選考区分		実施 時期	申込者数	1次選考 受験者数	最終 合格者数
土木(社会人経験者)【特別枠】		5月	24	24	11
障害者を 対象とする	行政(大学卒業程度)	9月	27	14	0
	行政(高校卒業程度)	9月	19	18	0
	学校事務(高校卒業程度)	9月	5	3	1
環境整備員(就職氷河期世代を含む)		9月	110	88	16(1)
学校技能員		11月	45	35	2(1)
保育調理員(就職氷河期世代)		1月	15	14	3
土木(社会人経験者)		10月	12	12	6
建築(社会人経験者)		10月	16	16	4
社会福祉(社会人経験者)		10月	53	53	17
行政(任期付短時間勤務職員)【窓口】		6月	93	93	47
行政(任期付短時間勤務職員)【生保】		6月	1	1	1

※ 最終合格者数欄の()は、採用待機者数(内数)

(3) 昇任試験

(令和5年度、単位：人)

試験区分	申込者数	1次試験 受験者数	最終 合格者数
事務	145	108	39
専門職 (保育士、保育教諭、土木、建築、化学、社会福祉、心理、管理栄養士、保健師、理学療法士)	73	52	22
消防(司令補)	42	42	16
消防(士長)	39	38	36
消防(副士長)	18	18	18

(4) 昇任選考

(令和5年度、単位：人)

行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
9級	8級	7級	8級	7級	4級
5	10	21	1	2	0

3 給与及び勤務条件関係業務

(1) 職種別民間給与実態調査

4月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、人事院及び各都道府県市特別区人事委員会と共同して調査を行う。調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所(令和5年度：227事業所)であり、そのうち層化無作為抽出法により抽出する事業所(令和5年度：80事業所)について実地調査等を行う。

(2) 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、その成果を議会及び市長に提出する。また、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与の精確な比較を行い、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し報告するとともに、給料額を増減することが適当と認めるときは、あわせて勧告を行う。

この給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員や他の公務員との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

令和5年の給与等に関する報告及び勧告

① 月例給の引上げ

職員の給与(行政職(1) 374,492円)が民間従業員の給与(378,101円)を3,609円(0.96%)下回っているため、給料表の引上げを勧告

② 期末・勤勉手当の引上げ

職員の支給月数(4.40月分)が民間従業員の支給月数(4.50月分)を下回っているため、期末・勤勉手当の引上げ(0.10月分(期末手当及び勤勉手当に均等に配分))を勧告

③ 初任給調整手当

処遇の確保の観点から、国の水準を踏まえた取扱いとすることを勧告

④ ①、②及び③に係る実施時期

①及び③については令和5年4月1日、②については令和5年12月1日

⑤ 人事行政に関する報告

- ・ 人材の確保等(人材の確保、人材の育成・活用)
- ・ 働き方改革と勤務環境の整備(ワーク・ライフ・マネジメントの実現、メンタルヘルス対策、ハラスメントの根絶)
- ・ 公務員を巡る諸課題(公務員倫理の確保、高齢期の雇用の在り方)

(3) 職員に関する条例案に対する議会への意見の申出

職員の給与や勤務条件等に関する条例の制定又は改廃に当たり、議会からの求めに対して意見を提出する。

(令和5年度、単位：件)

意見提出日	5月29日	8月25日	11月17日	2月13日	計
件数	1	1	2	3	7

4 公平審査関係業務

職員から、勤務条件に関する措置要求や懲戒その他の不利益処分についての審査請求がなされた場合に、準司法的な所定の審査手続きに従って迅速かつ適正に事案の処理を行う。また、任命権者からの依頼に基づき、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議を行うほか、職員からの苦情相談に対し、助言、指導、あつせん、その他の必要な措置を行う。

(令和5年度、単位：件)

	年度当初係属	新規	終了	翌年度繰越し
勤務条件に関する措置の要求	0	0	0	0
不利益処分に関する審査請求	2	0	2	0
退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議	0	0	0	0
職員からの苦情相談	0	1	1	0

5 職員団体等関係業務

(1) 職員団体の登録

職員団体から登録の申請(又は役員改選等に伴う登録事項の変更の届出)を受けた場合に、構成員や規約等を確認し、登録(又は変更)を行う。

登録団体数(令和5年4月1日現在)：3団体

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている(地方公務員法第52条)ため、管理職員等の範囲を定める規則を制定して、その範囲を定めている。

6 労働基準監督関係業務

現業職員等以外の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行う。

労働基準監督機関としての主な職権

労働基準法に基づくもの	① 解雇予告除外認定 ② 時間外労働・休日労働に関する協定届の受理
労働安全衛生法に基づくもの	① 定期健康診断結果報告書の受理 ② 事故報告書の受理 ③ 労働者死傷病報告書の受理 ④ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告書の受理